



平成 29 年 8 月 29 日

各 位

会 社 名 トランコム株式会社
コード番号 9058 (東証・名証第1部)
代 表 者 代表取締役 社長執行役員 恒川 穰
問 合 せ 先 執行役員 コーポレートサービスグループ担当 川村 晋一
T E L 052-939-2011

株式給付信託（BBT）への追加拠出に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 23 日付で当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）並びに執行役員（以下「取締役等」といいます。）に対する株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust）」（以下「本制度」といい、本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定されている信託を「本信託」といいます。）の導入を公表し、平成 28 年 6 月 16 日開催の第 59 回定時株主総会において役員報酬として決議され現在に至りますが、平成 29 年 8 月 28 日開催の取締役会にて、本信託に対して金銭を追加拠出すること（以下「追加拠出」といいます。）につき決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、追加拠出に伴い、当社が現在保有する自己株式 574,364 株（平成 29 年 3 月 31 日現在）のうち、10,100 株（56,055,000 円）を資産管理サービス信託銀行株式会社（本信託の受託者たるみずほ信託銀行株式会社から再信託を受けた再信託受託者）に設定されている信託E口に対し、第三者割当により一括して処分することを同時に決議いたしました。

記

1. 追加拠出の理由

当社では、本制度を継続するにあたり、交付を行うための株式数の増加が見込まれることから、主としてその取得資金を本信託に確保するために、金銭を追加拠出することといたしました。

2. 追加信託の概要

- (1)信託の種類 金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- (2)信託の目的 役員株式給付規程に基づき信託財産である当社株式を受益者に給付すること
- (3)委託者 当社
- (4)受託者 みずほ信託銀行株式会社
みずほ信託銀行は、資産管理サービス信託銀行株式会社と包括信託契約を締結しており、資産管理サービス信託銀行株式会社は再信託受託者です。
- (5)受益者 取締役等を退任した者のうち、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- (6)追加信託日 平成 29 年 9 月 15 日
- (7)追加信託金額 56,055,000 円
- (8)信託による株式取得日 平成 29 年 9 月 15 日
- (9)株式取得方法 第三者割当による自己株式の処分により当社株式を取得する予定です。

以上